

入札説明書

広島県広島水道事務所長 小松茂生

平成28年4月22日付けで公告した広島水道用水供給事業 二期トンネル整備工事（矢野～二河工区）の一般競争入札について、当該入札を行うために必要な事項は、次のとおりです。

- 1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（同条第5号に掲げる事項を除く。）

公告のとおり

- 2 調達をする物品等又は役務の仕様その他の明細
設計図書のとおり

- 3 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人（開札時までに公営企業管理者又は当職に委任状が提出されているものに限る。）が立ち会う。入札者及びその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係がない職員を立ち会わせる。

- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

広島県広島水道事務所総務課

広島市安芸区畑賀町2970

- 5 契約の手続において使用する言語

日本語